○財務省告示第百九十五号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第四十六条の二の規定に基づき、同条の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（平成二十二年四月財務省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日　財務大臣　安住　淳

「社会資本整備事業特別会計　国土交通省　地方整備局の河川国道事務所、砂防国道事務所又は国道事務所の分任歳入徴収官で国土交通大臣の指定するもの」を「社会資本整備事業特別会計　国土交通省、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省　地方整備局の河川国道事務所、地方整備局の河川国道事務所、砂防国道事務所又は国道事務所の分任歳入徴収官で国土交通大臣の指定するもの　東日本大震災復興特別会計　国土交通省　国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省　地方整備局の河川国道事務所、地方整備局の河川国道事務所、砂防国道事務所又は国道事務所の分任歳入徴収官で国土交通大臣の指定するもの」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二第二号ロ⑴②中「法人をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二第七号ロ⑴②中「社団法人日本脳神経外科学会という名称で設立された法人をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二第十二号ロ⑴②中「有限責任中間法人日本神経学会」を「一般社団法人日本神経学会」に改める。

第二に次の一号を加える。

六十三　硬膜外自家血注入療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

脳脊髄液漏出症（起立性頭痛を有する患者に係るものであって、脳脊髄液漏出症の画像診断基準（社団法人日本整形外科学会、社団法人日本脳神経外科学会、一般社団法人日本神経学会、一般社団法人日本頭痛学会、一般社団法人日本脳神経外傷学会、一般社団法人日本脊髄外科学会、一般社団法人日本脊椎脊髄病学会及び日本脊髄障害医学会が認めたものをいう。）に基づき確実であると診断されたものをいう。）

ロ　施設基準

⑴　主として実施する医師に係る基準

①　専ら神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　当該療養について一年以上の経験を有すること。

③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として四例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

⑵　保険医療機関に係る基準

①　神経内科、整形外科、脳神経外科又は麻酔科を標榜（ぼう）していること。

②　病床を有していること。

③　当直体制が整備されていること。

④　緊急手術体制が整備されていること。

⑤　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑥　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑦　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑧　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑨　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

⑩　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

第三に次の一号を加える。

四十　ゾレドロン酸誘導γδT細胞を用いた免疫療法　非小細胞肺がん（従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年六月一日　農林水産大臣臨時代理　国務大臣　前田　武志

一　平成二十四年三月三十一日を末日とする事業年度に係る農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の農林水産大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号。以下「規程」という。）第十一条の規定にかかわらず、当該災害に係る死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

二　平成二十四年三月三十一日、平成二十五年三月三十一日、平成二十六年三月三十一日、平成二十七年三月三十一日及び平成二十八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る規程第十一条各号の既発生未報告支払備金積立所要額及び共済金等の支払額については、東日本大震災による災害に係る額を控除することができる。

○農林水産省告示第千四百六十三号

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年六月一日　農林水産大臣臨時代理　国務大臣　前田　武志

一　平成二十四年三月三十一日を末日とする事業年度に係る水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号の農林水産大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号。以下「規程」という。）第十条の規定にかかわらず、当該災害に係る死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

二　平成二十四年三月三十一日、平成二十五年三月三十一日、平成二十六年三月三十一日、平成二十七年三月三十一日及び平成二十八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る規程第十条各号の既発生未報告支払備金積立所要額及び共済金等の支払額については、東日本大震災による災害に係る額を控除することができる。

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年六月一日　農林水産大臣臨時代理　国務大臣　前田　武志

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）